

住宅貸付

～住宅購入・リフォームの工事費用に～

1. 申し込み事由

- (1) 加入者が、**自己の用に供する住宅の新築・増築・改築・移築・修理・購入・借り入れ及びその敷地の購入・借り入れのため資金を必要とするときに、住宅貸付を利用することができます。**

「**自己の用に供する**」とは自己の居住のために用いるという意味であり、「**住宅**」とは加入者が生活の本拠地とする住居及びその住居に付属する門塀や物置（工事を伴うものに限る）などの構造物を含みます。

- ①勤務している学校等から通勤できる範囲内（おおむね2時間程度）にある物件を住宅貸付の対象としています。
- ②不動産媒介手数料、登記（手数）料、保険料、ローン手数料、相続税などの諸経費は住宅貸付の対象となりません。また、他の金融機関による住宅ローンの借り換えも貸付けの対象外となります。
- ③2軒目の住宅又は2軒目の住宅のための敷地の購入、2軒以上の住宅や土地を所有している人の増築・改築・移築・修理は住宅貸付の対象となりません（配偶者名義も含みます）。
- ④将来の転勤後を予定したものや、退職後に居住するための土地や住宅は住宅貸付の対象となりません。

- (2) 住宅貸付の対象となる住宅購入・リフォーム工事等（申し込み受付期限）

契約年月日又は工事請負見積年月日から6か月以内の申し込みが貸付けの対象となります。

※ただし、請負業者や売主に対して未払代金（支払期限が貸付送金日以後にあるものに限り）がある場合、契約年月日又は工事請負見積年月日から1年6か月以内であれば、6か月を過ぎていても住宅貸付を申し込むことができます。なお、この場合の住宅貸付の対象額は未払代金（未払証明書添付）の範囲内となります。未払証明書は、請負業者又は売主に作成してもらってください。（**作成例 1**「住宅資金受領状況証明書」参照）

2. 申し込みができる人

年金等給付（年金）の加入者期間が引き続き5年以上ある人

※在職中の加入者でない人（任意継続加入者、年金受給者）は貸付けを申し込むことができません。

※70歳以上の加入者の方は申し込みができない場合がありますので、事前に福祉部貸付課までお問い合わせください。

3. いくらまで借りられるか（上限）

所属する学校等を申込月の月末に自己都合で退職したと仮定した場合の退職手当の額 + 上乗せ額 = 最高2000万円

※貸付設定額及び償還回数は「償還額早見表」を参照してください。「償還額早見表」は私学共済ホームページに掲載されています。

※上乗せ額は、引き続き年金等給付の加入者期間が5年以上10年未満の場合が200万円、10年以上の場合が300万円となります。

※必要額（購入代金・工事請負代金）の範囲内の貸付けとなります。また、他の金融機関などからの借入金、自己資金、共有者負担額は必要額とみなしません。

※借家の借り入れや借家の増築・改築・修理の場合、貸付限度額は200万円となります。

※貸付申込金額に応じて償還回数を選択できます。また、毎月の返済のほかに、1月と7月の年2回償還（半年払償還）を併用することもできます。

4. 利率

変動金利で年**2.26%**です。

5. 申込書類

提出する書類

…「貸付申込書」「借用証書」「住宅貸付調書」「退職手当引当承諾書」及び添付書類

※団体信用生命保険の加入を希望する場合は「**団体信用生命保険申込書兼告知書（だんしん告知書）**」も提出してください。

※用紙は私学共済ホームページからダウンロードすることができます。

「**団体信用生命保険制度**」は、住宅貸付を借り受けている加入者が、償還中に死亡又は所定の高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度（任意加入）です。
加入者や家族の安心のために、住宅貸付を申し込む際にはぜひご加入ください。

【添付書類】

住宅貸付は申し込み事由により添付書類が異なります。添付書類一覧表（**表I** **表II** **表III**）を参照のうえ必要書類をそろえて申し込んでください。

- (1) すでに加入者名義の土地及び住宅を所有しているときは、その物件を売却することが確認できる「売買契約書の写し」を提出してください。また、現在仲介業者に売却依頼中の場合は「媒介契約書の写し」及び「売却後に売買契約書の写し」を提出する旨の誓約書（**作成例 2**参照）が必要です。
- (2) 貸付対象物件の土地や住宅の所有者が配偶者の場合は、配偶者を加入者と同一とみなしているため、共有者に関する書類は不要です。配偶者が加入者の被扶養者でない場合は、加入者との続柄が確認できる戸籍謄本等を添付してください。
- (3) 過去に住宅貸付を利用したことがある場合や、借り換えの場合、過去の貸付対象物件と今回申し込む貸付対象物件との関連性を確認させていただきます。

住宅貸付は申し込み内容が複雑多岐であり、貸付けの可否を判断しかねる場合がありますので、その都度必要な書類を追加で求めることがあります。

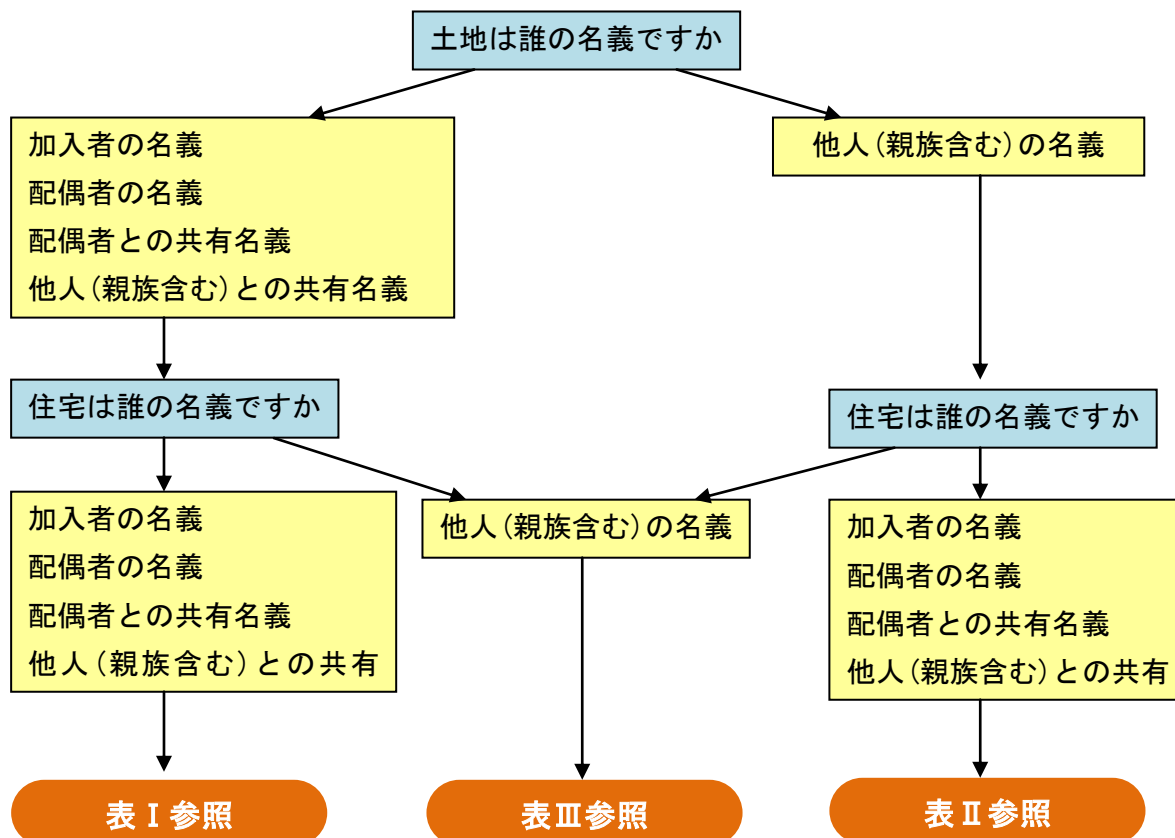


表 I

土地・住宅が加入者本人(配偶者)名義であるか又は購入後に加入者本人(配偶者)名義となる場合(他人との共有名義も含みます)

添付書類 事由		土地登記簿謄本	建物登記簿謄本	売買契約書(写し)	請負契約書(写し)又は工事見積書(原本)	住宅平面図	共有者がいる場合			その他必要書類
							共有者の資金分担書	共有者の同意書		
								土地	建物	
A	土地付住宅(又はマンション)購入			○		○	注6○			③
B	土地購入・新築			○	注2○	○	注6○			③
C	土地購入			○			注6○			①
D	新築	○			注2○	○	注6○	注7○		②
E	増築	○	○		注2○	注3○	注6○	注7○	注8○	
F	改築	○	○		注2○	注3○	注6○		注8○	
G	住宅の修理	注1○	注1○		注2○	注4○	注6○		注8○	
H	住宅以外の修理	注1○	注1○		注2○	注5○	注6○	注7○		

※「共有者がいる場合」の共有者とは、他人(親族含む)を指します(配偶者は、加入者との続柄が確認できれば、加入者と同一とみなしていますので、共有者に関する書類は不要です)。

※住宅平面図は間取り(玄関、台所、リビング、浴室、洗面所、トイレ、階段、洋室、和室等)が分かるもので、1階・2階等全面を提出してください。

その他必要書類

- ①土地購入の場合、貸付送金日から5年以内に住宅を建築しなければなりません。このため「建築予定書」を提出してください。「建築予定書」は、[作成例3](#)を参考に作成してください。
- ②建て替えによる新築の場合は、「解体見積書」又は解体業者が証明する「解体証明書」が必要です。ただし、請負契約書(又は見積書)に解体費用の記載がある場合はそれらの書類の提出は不要です。
- ③現在の住宅が借家の場合は、「[賃貸借契約書の写し](#)」が必要です。

[注1]住宅の修理、住宅以外の修理が事由で貸付申込金額200万円以下の場合、土地・建物の登記簿謄本は不要です。

[注2]見積書は、1)加入者の氏名(フルネーム)、2)工事代金、3)工事内容、4)工事場所(登記上の所在及び地番)、5)見積年月日、6)業者名の記載・業者印、7)貸付送金日以降まで有効の見積有効期限、8)工事期間(工事完了日)を記載してあるものを提出してください。

[注3]住宅平面図は、全体の平面図で増・改築前と増・改築後のそれぞれが必要です。また、図面上に増・改築箇所、工事内容を書き込んでください。

[注4]住宅平面図は、全体の平面図で修理箇所、修理内容を明示したものがが必要です。

[注5]修理箇所、修理内容を明示し、住宅平面図及び母屋との全体の配置図が必要です。

[注6]「資金分担書」は、[作成例4](#)を参考に作成してください。

[注7]「土地共有者の同意書」は、[作成例5](#)を参考に作成してください。

[注8]「建物共有者の同意書」は、[作成例6](#)を参考に作成してください。

[作成例](#)はそのまま使用せず、申し込み内容にあったものに修正のうえ使用してください。

表Ⅱ

土地・住宅が加入者本人(配偶者)名義であるか又は購入後に加入者本人(配偶者)名義となる場合(他人との共有名義も含みます)

事由	添付書類	土地登記簿謄本	建物登記簿謄本	売買契約書(写し)	請負契約書(写し)又は工事見積書(原本)	住宅平面図	共有者がいる場合		土地・建物所有者の同意書	その他必要書類
							共有者の資金分担書	建物の共有者の同意書		
A	借地権付住宅購入(借地権購入にかかる貸付限度額は200万円です)	注1○		○		○	注7○		注9○	①④
B	借地権購入・新築(借地権購入にかかる貸付限度額は200万円です)	○			注3○	○	注7○		注10○	①④
C	土地の借入(貸付限度額は200万円です)		○			○				②
D	新築	○			注3○	○	注7○		注11○	③
E	増築	○	○		注3○	注4○	注7○	注8○	注11○	
F	改築	○	○		注3○	注4○	注7○	注8○		
G	住宅の修理	注2○	注2○		注3○	注5○	注7○	注8○		
H	住宅以外の修理	注2○	注2○		注3○	注6○	注7○		注12○	

※「共有者がいる場合」の共有者とは、他人(親族含む)を指します(配偶者は、加入者との続柄が確認できれば、加入者と同じとみなしていますので、共有者に関する書類は不要です)。

※住宅平面図は間取り(玄関、台所、リビング、浴室、洗面所、トイレ、階段、洋室、和室等)が分かるもので、1階・2階等全面を提出してください。

その他必要書類

- ①「土地の賃貸借契約書の写し」又は「借地権設定契約書の写し」を提出してください。また、土地所有者と業者が借地契約を結んでいる場合は、その「借地権設定契約書の写し」も必要です。
- ②「賃貸借契約書の写し」を提出してください。
- ③建て替えによる新築の場合は、「解体見積書」又は解体業者が証明する「解体証明書」が必要です。ただし、請負契約書(又は見積書)に解体費用の記載がある場合はそれらの書類の提出は不要です。
- ④現在の住宅が借家の場合は、「賃貸借契約書の写し」が必要です。

[注1]借地権付マンション購入の場合には、土地登記簿謄本は不要です。

[注2]住宅の修理、住宅以外の修理が事由で貸付申込金額200万円以下の場合、土地・建物の登記簿謄本は不要です。

[注3]見積書は、1)加入者の氏名(フルネーム)、2)工事代金、3)工事内容、4)工事場所(登記上の所在及び地番)、5)見積年月日、6)業者名の記載・業者印、7)貸付送金日以降まで有効の見積有効期限、8)工事期間(工事完了日)を記載してあるものを提出してください。

[注4]住宅平面図は、全体の平面図で増・改築前と増・改築後のそれぞれが必要です。また、図面上に増・改築箇所、工事内容を書き込んでください。

[注5]住宅平面図は、全体の平面図で修理箇所、修理内容を明示したものがが必要です。

[注6]修理箇所、修理内容を明示し、住宅平面図及び母屋との全体の配置図が必要です。

[注7]「資金分担書」は、**作成例4**を参考に作成してください。

[注8]「建物共有者の同意書」は、**作成例6**を参考に作成してください。

[注9]「土地所有者の同意書」は、**作成例7**を参考に作成してください。

[注10]「土地所有者の同意書」は、**作成例8**を参考に作成してください。

[注11]「土地所有者の同意書」は、**作成例9**を参考に作成してください。

[注12]「土地所有者の同意書」は、**作成例10**を参考に作成してください。

作成例はそのまま使用せず、申し込み内容にあったものに修正のうえ使用してください。

表Ⅲ

借家の借り入れや借家の増築・改築・修理をする場合（貸付限度額は200万円です。）

事由	添付書類	土地登記簿謄本	建物登記簿謄本	売買契約書（写し）	請負契約書（写し） 又は工事見積書（原本）	住宅平面図	共有者がいる場合		土地所有者の同意書	その他必要書類
							共有者の資金分担書	建物の共有者の同意書		
A	借入住宅の契約金や更新の費用					○				①
B	借家（親族の名義の家も含む）の増築・改築	○	○		注1○	注2○			注7○ 改築の場合は不要	②
C	借家（親族の名義の家を増築・改築後に加入者本人の名義とする場合）の増築・改築 （貸付け限度額は2,000万円です）	○	○		注1○	注2○	注5○	注6○	注7○ 改築の場合は不要	③ ④
D	住宅の修理				注1○	注3○				⑤
E	住宅以外の修理	○			注1○	注4○			注8○	

※住宅平面図は間取り（玄関、台所、リビング、浴室、洗面所、トイレ、階段、洋室、和室等）が分かるもので、1階・2階等全面を提出してください。

その他必要書類

- ①「賃貸借契約書の写し」を提出してください。
- ②「建物所有者の同意書」を提出してください。「建物所有者の同意書」は、**作成例 11**を参考に作成してください。
- ③「建物所有者の同意書」を提出してください。「建物所有者の同意書」は、**作成例 12**を参考に作成してください。
- ④「誓約書」を提出してください。「誓約書」は、**作成例 13**を参考に作成してください。
- ⑤「建物所有者の同意書」を提出してください。「建物所有者の同意書」は、**作成例 11**を参考に作成してください。

[注1] 見積書は、1) 加入者の氏名（フルネーム）、2) 工事代金、3) 工事内容、4) 工事場所（登記上の所在及び地番）、5) 見積年月日、6) 業者名の記載・業者印、7) 貸付送金日以降まで有効の見積有効期限、8) 工事期間（工事完了日）を記載してあるものを提出してください。

[注2] 住宅平面図は、全体の平面図で増・改築前と増・改築後のそれぞれが必要です。

また、図面上に増・改築箇所、工事内容を書き込んでください。

[注3] 住宅平面図は、全体の平面図で修理箇所、修理内容を明示したものがが必要です。

[注4] 修理箇所、修理内容を明示し、住宅平面図及び母屋との全体の配置図が必要です。

[注5] 「資金分担書」は、**作成例 4**を参考に作成してください。

[注6] 「建物共有者の同意書」は、**作成例 6**を参考に作成してください。

[注7] 「土地所有者の同意書」は、**作成例 9**を参考に作成してください。

[注8] 「土地所有者の同意書」は、**作成例 10**を参考に作成してください。

作成例はそのまま使用せず、申し込み内容にあったものに修正のうえ使用してください。

作成例 1

住宅資金受領状況証明書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 殿

住 所 東京都文京区湯島 8 - 5 - 3

業者名 文京工務店



吉住 倫夫 殿の住宅資金受領状況は、下記のとおりであることを証明します。

記

1. 受領日又は受領予定年月日

		金 額	受 領 年 月 日
契約代金又は見積代金		24.500.000 円	
手 付 金		1.000.000 円	平成〇〇年〇〇月〇〇日
中 間 金	第 一 回	4.400.000 円	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	第 二 回		平成 年 月 日
	第 三 回		平成 年 月 日
残 金	公庫からの充当金	8.000.000 円	平成〇年〇月〇日予定
	住宅ローンからの充当金		平成 年 月 日予定
	自己資金での充当金	1.500.000 円	平成〇年〇月〇日予定
	その他からの充当金		平成 年 月 日予定
	私学事業団からの充当金	9.600.000 円	平成〇年〇月〇日予定

2. 引渡予定日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

注意 ◎残金の受領年月日が貸付送金日より前に予定されている場合は、貸付けの対象外となります。
◎貸付送金額は業者へ支払う残代金の範囲となります。

作成例 2

誓約書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 殿

加入者番号 13C0561-00713

加入者氏名 上島 太郎 (上島)

加入者氏名は自筆で記入。
印鑑は「貸付申込書」に押
印した申込印と同一のも
のを使用してください。

現在所有の住宅の売却後、私学事業団へ「**売買契約書の写し**」を提出することを誓約し
ます。

所在地 東京都杉並区松里3丁目9番9号

売却予定物件の登記上の所
在地を記入してください。

注意 ◎売却依頼中の物件は「媒介契約書の写し」及び売却後に「売買契約書の
写し」を提出する旨の「誓約書」を提出してください。
◎「媒介契約書」は、貸付送金日以降まで有効のものを提出してください。

作成例 3

建築予定書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 殿

加入者番号 13C0561-00713

加入者氏名は自筆で記入。
印鑑は「貸付申込書」に押
印した申込印と同一のもの
を使用してください。

加入者氏名 上島 大悟 

私は、今回購入する土地に下記の予定で自己名義の住宅を建築することを申立てます。

記

1. 土地購入所在地(登記簿上) 埼玉県入間市観音2丁目31番地7
2. 新築着工予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
3. 新築完成予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
4. 新築後の建物の名義 上島 大悟

土地購入の場合、
貸付送金日から
5年以内に住宅を
建築しなければ
なりません。

なお、新築工事完了後には、「建物登記簿謄本」を私学事業団へ提出することを誓約します。

注意 ◎「建築予定書」は、表Ⅰ一事由C「土地購入」で使用します。

作成例 4

資金分担書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 殿

加入者氏名は自筆で記入。
印鑑は「貸付申込書」に押
印した申込印と同一のもの
を使用してください。

加入者番号 13C0561-00713

加入者氏名 上島 大悟



売買契約代金又は工事請負契約代金(見積代金)については、下記のとおり分担します。

記

1. 契約代金又は見積代金 25,000,000円

2. 加入者 20,000,000円

事業団借入金 8,000,000円
公庫等借入金 0円
銀行等借入金 10,000,000円
自己資金 2,000,000円

3. 共有者 5,000,000円

公庫等借入金 0円
銀行等借入金 0円
自己資金 5,000,000円

氏名 上島 尚志



4. 共有者 0円

公庫等借入金 0円
銀行等借入金 0円
自己資金 0円

氏名 上島 富江



注意 ◎共有者の費用負担がなくてもその旨を記入し、署名・捺印してください。
◎配偶者と共有名義の場合は、資金分担書の提出は不要です。

作成例 5

住宅建築に関する土地共有者の同意書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 殿

土地共有者の自筆で記入
してもらってください。

土地共有者

住 所 東京都北区浮間6丁目9番10号

氏 名 本郷 崇之

本郷
自筆

私は、下記表示の土地に共有者 本郷 かおり 殿が、住宅の新築・増築・住宅以外の
修理をすることに同意しております。

記

1. 土地の表示（登記簿上）

所在地 東京都北区浮間6丁目9番10

地 積 122.32平方メートル

（土地の一部を貸している場合、上記のうち _____ 平方メートル）

2. 土地共有者

- a 祖父母 b 父母 c 子 d 兄弟姉妹
e 配偶者の父母 f その他

申込本人からみた続柄に
○印をつけてください。

注意 ◎この同意書は、表I-事由D「新築」、事由E「増築」、事由H「住宅以外の修理」で使用します。
◎土地共有者が2名以上の場合は、全員の署名・捺印をお願いします。

作成例 6

住宅建築に関する建物共有者の同意書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 殿

建物共有者

建物共有者の自筆で記入
してもらってください。

住 所 神奈川県鎌倉市岩瀬7-12-9

氏 名 増田 健一



私は、共有者 増田 優太 殿が、下記表示の建物を 増築・改築・修理 することに同意しております。

記

1. 建物の表示（登記簿上）

所在地 神奈川県鎌倉市岩瀬7丁目12番9

延面積 97.43 平方メートル

申込本人からみた続柄に
○印をつけてください。

2. 建物共有者

- a 祖父母 b 父母 c 子 d 兄弟姉妹
e 配偶者の父母 f その他

注意 ◎この同意書は、表I-事由E「増築」、事由F「改築」、事由G「住宅の修理」で使用します。
◎建物共有者が2名以上の場合は、全員の署名・捺印をお願いします。

作成例 7

借地権の譲渡に関する土地所有者の同意書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 殿

土地所有者

土地所有者の自筆で記入
してもらってください。

住 所 東京都葛飾区亀有 3 - 5 7 - 1

氏 名 馬場 宏

印

私は、下記表示の土地に関する借地権が 池松 佳武 殿から 国分 洋一 殿へ譲渡されることに同意しています。

記

1. 土地の表示（登記簿上）

所在地 東京都足立区中央本町 8 丁目 1 4 番 3 号

地 積 7 3 . 6 2 平方メートル

(土地の一部を貸している場合、上記のうち _____ 平方メートル)

2. 土地所有者

- a 祖父母 b 父母 c 子 d 兄弟姉妹
e 配偶者の父母 **f その他**

申込本人からみた続柄に
○印をつけてください。

注意 ◎この同意書は、表Ⅱ-事由A「借地権付住宅購入」で使用します。
◎土地所有者が2名以上の場合は、全員の署名・捺印をお願いします。

作成例 8

借地権の譲渡及び住宅建築に関する土地所有者の同意書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 殿

土地所有者

住 所 千葉県柏市中央町9-3-12

氏 名 橋本 一樹

橋本

土地所有者の自筆で記入
してもらってください。

私は、下記表示の土地の借地権が 島津 啓太 殿から 小田島 尚子 殿へ譲渡されること及び借地人 小田島 尚子 殿が住宅の建築をすることに同意しています。

記

1. 土地の表示（登記簿上）

所在地 千葉県我孫子市青山8丁目31番地7

地 積 109.22 平方メートル

(土地の一部を貸している場合、上記のうち _____ 平方メートル)

2. 土地所有者

- a 祖父母 b 父母 c 子 d 兄弟姉妹
e 配偶者の父母 f その他

申込本人からみた続柄に
○印をつけてください。

注意 ◎この同意書は、表Ⅱ一事由B「借地権購入・新築」で使用します。
◎土地所有者が2名以上の場合は、全員の署名・捺印をお願いします。

作成例 9

住宅建築に関する土地所有者の同意書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 殿

土地所有者の自筆で記入
してもらってください。

土地所有者

住 所 東京都台東区西浅草 8-9-19

氏 名 菅野 大輔



私は、下記表示の土地に 片岡 久美子 殿が、住宅の 新築・増築をすることに同意しております。

記

1. 土地の表示（登記簿上）

所在地 東京都台東区西浅草 8丁目 9番 19

地 積 72.91 平方メートル

(土地の一部を貸している場合、上記のうち _____ 平方メートル)

2. 土地所有者

- a 祖父母 b 父母 c 子 d 兄弟姉妹
e 配偶者の父母 f その他

申込本人からみた続柄に
○印をつけてください。

注意 ◎この同意書は、表Ⅱ-事由D「新築」、事由E「増築」、表Ⅲ-事由B「借家の増築」、
事由C「借家の増築」（増築後に加入者名義に変更）で使用します。
◎土地所有者が2名以上の場合は、全員の署名・捺印をお願いします。

作成例 10

住宅以外の修理に関する土地所有者の同意書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 殿

土地所有者

土地所有者の自筆で記入
してもらってください。

住 所 東京都荒川区南千住9-4-27

氏 名 福田 幸雄

福

私は、下記表示の土地に借地人 佐藤 順子 殿が、住宅の外構工事・修理をすることに同意しております。

記

1. 土地の表示（登記簿上）

所在地 東京都荒川区南千住9丁目4番27

地 積 88.11 平方メートル

（土地の一部を貸している場合、上記のうち_____平方メートル）

2. 土地所有者

- a 祖父母 **b 父母** c 子 d 兄弟姉妹
e 配偶者の父母 f その他

申込本人からみた続柄に
○印をつけてください。

注意 ◎この同意書は、表Ⅱ一事由H、表Ⅲ一事由E「住宅以外の修理」で使用します。
◎土地所有者が2名以上の場合は、全員の署名・捺印をお願いします。

作成例 11

住宅建築に関する建物所有者の同意書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 殿

建物所有者

建物所有者の自筆で記入
してもらってください。

住 所 東京都文京区湯島 7-29-4

氏 名 志村 肇

印

私は、借家人 志村 和也 殿が、下記表示の建物を 増築 改築・修理 することに同意しております。

記

1. 建物の表示（登記簿上）

所在地 東京都中野区東中野9丁目2番15

延面積 98.14 平方メートル

2. 建物所有者

- a 祖父母 b 父母 c 子 d 兄弟姉妹
e 配偶者の父母 f その他

申込本人からみた続柄に
○印をつけてください。

注意 ◎この同意書は、表Ⅲ-事由B「借家の増築・改築」、事由D「住宅の修理」で使用します。
◎建物所有者が2名以上の場合は、全員の署名・捺印をお願いします。

作成例 12

住宅増・改築及び所有権移転に関する建物所有者の同意書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 殿

建物所有者の自筆で記入
してもらってください。

建物所有者

住 所 千葉県松戸市松戸新田843

氏 名 大場 敦夫



私は下記表示の建物を借家人 大場 亮 殿が増・改築すること及び増・改築後に所有権を借家人 大場 亮 殿に移転することに同意しております。

記

1. 建物の表示（登記簿上）

所在地 千葉県松戸市松戸新田843番地

面積 120.32 平方メートル

2. 建物所有者

- a 祖父母 **b 父母** c 子 d 兄弟姉妹
e 配偶者の父母 f その他（ ）

申込本人からみた続柄に
○印をつけてください。

注意 ◎この同意書は、表Ⅲ一事由C「借家の増築・改築」(増築・改築後に加入者名義に変更)で使用します。
◎建物所有者が2名以上の場合は、全員の署名・捺印をお願いします。

作成例 13

誓約書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 殿

加入者番号 12A0298-01091

加入者氏名 大場 亮



加入者氏名は自筆で記入。
印鑑は「貸付申込書」に押
印した申込印と同一のもの
を使用してください。

私は、下記表示の物件について、増・改築工事後に自分名義の建物として登記し、**後日建物登記簿謄本を私学事業団へ提出することを誓約します。**

1. 建物の表示（登記簿上）

所在地 千葉県松戸市松戸新田843番地

注意 ◎この誓約書は、表Ⅲ一事由C「借家の増築・改築」(増築・改築後に加入者名義に変更)で使用します。

6. 申し込み手続き

貸付けの申し込み手続きは、すべて勤務先の学校等を通じて行ってください（学校法人等の代表者の証明が必要です）。

(1) 貸付金の送金日…毎月2日、22日

※送金日2日又は22日が、金融機関の営業していない日（土曜日・日曜日・休日など）にあたる時は、その日以後最初に金融機関が営業する日（**順次繰り下げ**）が送金日となります。

※勤務先の学校等の口座に送金します（加入者個人の口座あてに送金はしていません）。

(2) 申込期間

① 2日送金の場合

前月16日から当月15日まで → 翌月2日送金
(締め切り日15日は私学事業団必着)

※15日が土曜日・日曜日・休日の場合はその前日（**順次繰り上げ**）が締め切り日となります。

② 22日送金の場合

当月16日から月末まで → 翌月22日送金
(締め切り日月末は私学事業団必着)

※月末が土曜日・日曜日・休日の場合はその前日（**順次繰り上げ**）が締め切り日となります。

※22日送金を希望する場合は、貸付申込書右下の「貸付送金日」欄の「22日」に○印を付けてください。

申込期間の繰り上げ・ 貸付金送金日の繰り下げに ご注意ください

例えば、10月16日から10月30日に私学事業団で申込書類が受け付けされた場合は、11月24日送金又は12月2日送金となります。

ただし、11月24日送金は貸付申込書の貸付送金日22日に○印がついている場合に限りです。

12月1日から12月15日に私学事業団で申込書類が受け付けされた場合は、1月4日送金となります。

7. 借り換えの取り扱い

すでに住宅貸付を借り入れて償還途中の人が、任意償還せずに再び住宅貸付を申し込む場合は、借り換えとなります。この場合、**前回の住宅貸付の未償還元利金を、新たな貸付申込金額から控除して差額を送金します。**

また、過去の貸付対象物件と今回申し込む貸付対象物件との関連性を確認させていただきます。

8. 申し込みの際の注意点

- (1) 送金日が22日であっても、貸付日は2日として取り扱われます。したがって、利息の起算日と償還期限日は2日送金の場合と同じになります。
- (2) 貸付申込書等に使用する印鑑は、すべて同一の印鑑を使用してください。なお、ネーム印(スタンプ印)は使用できません。
- (3) 「貸付申込書」「借用証書」「住宅貸付調書」「団体信用生命保険申込書兼告知書(だんしん告知書)」への記入は、学校法人等の証明欄を除き、必ず加入者本人が自筆で記入してください(代筆、スタンプ、パソコン等の印字不可)。また、「退職手当引当承諾書」の加入者欄も必ず加入者本人が自筆で記入してください。
- (4) 申込書類の書き損じ等は、抹消線と**必ず申込印**で訂正してください(修正液・修正テープ等不可)。その他の訂正印は使用しないでください。

9. 貸付けの決定

貸付けを決定したときに、勤務先の学校等を通じて借受人に対して「**貸付決定通知書(償還明細表)**」「**工事等完了届**」を送付します。「貸付決定通知書(償還明細表)」は完済するまで大切に保管しておいてください。また、学校等に対しては、「貸付決定送金通知書」を送付します。

10. 貸付金送金後の書類の提出

(1) 「工事等完了届」

用紙は貸付けを決定したときに勤務先の学校等に送付します(貸付送金日の3日前頃)。勤務先の学校等を通じて、私学事業団に提出してください。

※「工事等完了届」は私学共済ホームページからダウンロードすることはできません。紛失等のため再発行を希望する場合は、任意の用紙に勤務先の学校等を通じて私学事業団に申し出てください。

- ①建物の新築・購入の場合は、居住年月日の報告も必要ですので、居住年月日以降に提出してください。
- ②土地購入のみの場合は、土地購入完了時に「工事等完了届」により土地購入完了の報告を行い、新築・居住後に建物登記簿謄本の提出と居住年月日の報告を行ってください

い。

(2) その他の書類の提出

住宅貸付の申し込みの際に、後日提出することを誓約した書類(土地登記簿謄本、建物登記簿謄本、売買契約書の写しなど)は、書類が整い次第、必ず提出してください。提出がない場合は、即時償還の対象となることがあります。

1.1. 貸付金の償還(返済)

貸付金の償還(返済)は、すべて勤務先の学校等が報酬等から控除し払い込みます。償還には(1) **定期償還**(毎月払い・半年払い)、(2) **任意償還**(全部・一部)、(3) **即時償還**という3種類の方法があります。

(1) 定期償還

貸付けを受けた月から毎月定額を返済する方法です。

定期償還は、1回当たりの償還額が貸付金額及び償還回数に応じて定められています(元利均等償還)。毎月の償還額は、貸付けの決定時に送付する「貸付決定通知書(償還明細表)」で確認してください。

また、住宅貸付の半年払償還を選択した人は、毎年1月と7月に半年払いの償還額を返済しなければなりません。半年払いの償還額は、貸付月に応じて異なります。

(2) 任意償還

借受人の希望によって貸付金残高の全部又は一部を償還する方法です。任意償還の手続きは、勤務先の学校等を通じて行ってください(学校法人等の代表者の証明が必要です)。

①任意償還の申し出期間

前月16日から当月15日まで(締め切り日15日は私学事業団必着)

※15日が土曜日・日曜日・休日の場合はその前日(順次繰り上げ)が締め切り日となります。

②提出する書類

…「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」

※用紙は私学共済ホームページからダウンロードすることができます。

※添付書類は必要ありません。

※「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」は**貸付種類ごと**に作成してください。

③任意償還の決定

任意償還を決定すると、私学事業団から学校等を通じて加入者用に「貸付金任意償還通知書」を送付します。任意償還額は、学校等に提出し返済してください。

④任意償還の償還期限

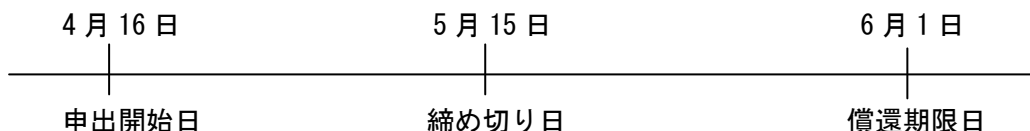
任意償還を通知した月の翌月の貸付けの
応当日（貸付日）の前日

※任意償還を通知した月の定期償還は取り消し
になりませんので、通常どおり返済してい
ただくこととなります。

※一部任意償還した場合、償還回数が短縮され
ますが、1回当たりの償還額は変わらず、そ
の後も引き続き定期償還の方法により償還することとなります。

「貸付けの応当日の前日」とは、
例えば貸付日が2日の場合は1
日、貸付日が3日の場合は2日、
貸付日が4日の場合は3日のこと
をいいます。

全部任意償還の事例（貸付日が2日の場合）



※住宅貸付で半年払償還を併用し半年払いの元金残が残っている場合は、半年払いの元
金残と経過利息を優先して一部任意償還します。毎月払いの元金残を先に一部任意償
還することはできません。また、半年払いの元金残と経過利息を償還するまで、一部
任意償還の希望額は半年払償還の1回分償還額以上の額が必要です。

(3) 即時償還

加入者資格の喪失などにより、貸付金残高や利息を一括して返済する方法です。

勤務先の学校等から資格喪失の報告を確認すると、即時償還となり、私学事業団から
学校等を通じて加入者用に「貸付金即時償還通知書」を送付します。

また、任用換えなどで加入者の資格を喪失することなく、退職手当が支給された場合
も即時償還となります。この場合「退職手当支給証明」又は「退職金支給予定報告」を
ご提出ください（退職手当の支給<予定>が確認されましたら、私学事業団から「貸付金
即時償還通知書」を送付します）。

即時償還金は、学校等が報酬・賞与等や退職手当等から控除します。即時償還金が不
足する場合は、差額分を自己資金で学校等に支払ってください。

※即時償還の償還期限は、「貸付金即時償還通知書」の交付日から60日以内となってい
ます。

また、以下の場合も即時償還の対象となります。

- ①借受人が貸付規則に規定する事項に違反したとき
- ②借受人が貸付申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- ③借受人が住宅貸付の工事等完了届の提出を怠ったとき
- ④借受人が償還を怠ったとき
- ⑤その他、私学事業団が特に必要と認めたとき

即時償還となる例

- 貸付金送金後に貸付対象物件を購入しなかった。
- 貸付金送金後に別の物件を購入した。
- 貸付金送金後に工事を施工しなかった。
- 土地を購入したが、貸付金送金日から5年以内に住宅を建築しなかった。
- 完済する前に、貸付対象物件を譲渡（売却・贈与・賃貸等）した。
- 完済する前に、貸付対象物件から転居した。
- 住宅貸付の申し込みの際に後日提出することを誓約した書類（土地登記簿謄本・建物登記簿謄本・売買契約書の写しなど）を提出しなかった。

12. 問い合わせ先

日本私立学校振興・共済事業団

共済事業本部 福祉部 貸付課

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

電話 03(3813)5321 (代表)

受付時間 月～金 9:00～17:15 (年末年始及び休日を除く)